

議選の選択制を議会力アップの議論に連続させる

地方自治法改正によって可能となつた議会選出監査委員（以下、「議選」と略記）の選択制、より正確には条例に基づき議選監査委員を選出ししなくてもよい制度（2018年4月施行）について考えている。

議選監査委員は、前回指摘したような問題があるし、議員の身分を残したまま執行機関の特別職となる変則的な制度である。それにもかわらず、現行では議選を議会改革に活用できると考えている。そこで、どのように活用できるかをまずもつて考えたい。その上で、仮に議選を廃止する場合には、議会の監視機能の充実強化についても考慮したい（次回）。どちらにせよ、監査委員制度を考える上で、二つの変化を確認することが前提となる。

一つは、議選の選択制だけではなく、監査基準の策定、監査専門委員の設置など監査委員制度を充実させる自治法改正が行われたことである。もう一つは、議会からの政策サインの理諭化と実践によって、單なる形式的な議会改革だけではなく、住民福祉の向上を目指し実現する議会が広がっていることである。

連載・第109回

「自治体議会学」のススメ

議選監査委員の選択制を考える（下） 2017年自治法改正を議会力アップに②

山梨学院大学法学部教授／◆江藤俊昭

えとう・としあき 1956年東京都生まれ。中央大学大学院法学研究科博士課程満期退学。博士（政治学）。マニフェスト大賞審査委員。第29次・第30次地方制度調査会委員等を歴任。著書に「議会改革の第2ステージ——信頼される議会づくりへ」「自治体議会学」（以上、ぎょうせい）、「地方議会改革」「図解 地方議会改革」（以上、学陽書房）、「討議する議会」（公人の友社）、「自治を担う議会改革」（イマジン出版）、編著に「自治体議会の政策サイクル」（公人の友社）、「Q&A 地方議会改革の最前線」（学陽書房）、「議会基本条例 聖山町議会の挑戦」（中央文化社）など。

監査委員制度が生まれた際の説明では、議見だけではなく、力を持つた議選がいるからこそ充実した監査ができる、つまりその必要性がうたわれた。政治的感覚をもつて監査にあたることも必要である。実際にこうした役割を実践している例は少ないかも知れないが、行っている議会もある。まさに、制度設計時の目的を達成する可能性を探ることである。そのポイントは次の通りである。

（そのポイントは次の通りである。）

【政治的感覚の要素（行政監査だけではなく財務監査においても）】

①内容にかかる政治的感覚
（監査における議選の役割）

・議会で議論している論点を踏まえた監査の視点（機関）

・議員として活動した際の疑問からの視点（会派・委員会）

・住民からの意見（反対・要望等）を踏まえた視点（会派・議員）

②形式にかかる政治的感覚
（監査事務局やその他の執行機関との関係）

・資料提供の不十分性の指摘
・監査の結果に関する報告や意見の案（事務局作成）の不十分性への指摘

前回指摘したように、議選には制度（理念）上重要な役割があるにもかかわらず、運用では大きな問題がある。その運用上の問題点が指摘され議選の廃止が提案されている。そこで、まず制度上の役割が果たせるかどうかを検討したい。いわば「用心棒」説の作動の可能性を探ることである。

議選と議会との連動

本連載をベースに加筆・再構成した江藤俊昭著「議会改革の第2ステージ——信頼される議会づくりへ」(ぎょうせい)が絶賛発売中です。定価(本体2700円+税)。ご注文・お問い合わせは小社(0120-953-431)まで。前著「自治体議会学——議会改革の実践手法」と合わせてご参考ください。

①運動を阻害する要素

「用心棒」として活用するためにには、議会 자체が強力でなければならぬし、議会と議選監査との連動がない。議会と議選監査との連動が不可欠である。ところが、議会からの政策サイクルを作動させている議会でも現状では運動がほとんどできていない。運動を阻害する要素を確認しておこう。

a. 守秘義務の広範囲の適用

運動を実現するまでの最大のネックは、守秘義務である。自治法第198条の3(職務上の義務)から(注1)、議選の監査委員は任命最初から「十分注意してください」という「優しい脅し」を、監査委員事務局の蓄積は個人レベル、よくて会派までである。議会として活用できない。

②議選と議会との連動策

議選は議員ではあるが、執行機関である。議会が議選と密接に連携して、その情報を議会として活用することを考えたい。議選が決算委員会(及び予算委員会)で論点を明確にすることは、議論を深める上で有りである。

筆者が、監査制度をめぐって研修を行った議会では、議選現職と議選OBとによって議員研修を行い、監査委員制度だけではなく、監査、決

のことだろう)、議会との連動は難しい。幹事長会議や会派代表者会議において推薦者を決めて首長に提案することは多い。議会運営委員会で推薦者を決める場合もある。

c. 議選の基準(任務)・任期の未確立

議会から首長に推薦する場合、明確な基準を有している議会は、きわめて少ない。そして、立候補制・所信表明がなく、水面下で議長・副議長を決める議会では、それらの人事との関係から推薦する議選が決められることが多い。期数の多い議員や「上がりのポスト」と言われるのとこの文脈で理解できる。また、議長・副議長人事との連動によって任期は短期となる傾向がある。したがって、議選の役割は議会として明確ではない。

③議選監査委員の基準(任務)・任期の明確化

議会との関係の明確化を含めた議基づき委員会等に出席させ、論点を開示させつつ、補足的に議選が論点を明確にすることから出発するのが現実的であろう。「用心棒」の役割はまさにこうしたことでも發揮される。そのための制度化を考えておこう。

議会との関係の明確化を含めた議選監査委員の倫理規定、選出基準の明確化等は不可欠である。議選を配置するかしないかはともかく、監査委員の任命は議会の同意が必要であり、どのような人を配置するか慎重に議論し、同意・非同意を決めることが前提である。

d. 議選監査委員の基準(任務)・任期の明確化

議員を選任することは問題外であるとしても、議選・全協・幹事長会議(会派代表者会議)において推薦者を決める際には、議長・副議長人事との連動では難しい。そこで、議会では(正確には、議長・副議長選出後の一連の選挙を行う必要がある(千葉県船橋市、神奈川県寒川町等))。

b. 守秘義務の範囲の限定

議選と議会との連動には、議会から指摘したように、議選を含む政策サイクルの作動が前提となる。

算の視点を共有することを検討し始めたという。こうした運営から始めてもよい。ちなみに、この議会では定数28人中、現在の監査委員1人、議選OBが4人いる。この5人が議会と連携すれば大きな力となる。

もちろん、現状では議選と議会とを連携させ、情報を共有することに躊躇する議会もあるだろう。そこで、代表監査委員を、自治法第12条(長及び委員等の出席義務)に基づき委員会等に出席させ、論点を開示させつつ、補足的に議選が論点を明確にすることから出発するのが現実的であろう。「用心棒」の役割はまさにこうしたことでも發揮される。

議会との関係の明確化を含めた議選監査委員の倫理規定、選出基準の明確化等は不可欠である。議選を配置するかしないかはともかく、監査委員の任命は議会の同意が必要であり、どのような人を配置するか慎重に議論し、同意・非同意を決めることが前提である。

注1 「監査委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする」(第198条の3②)。